

東かがわ市告示第45号

東かがわ市地域猫活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年 3月28日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域猫活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市地域猫活動支援補助金交付要綱（令和4年東かがわ市告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助額等) 第7条 補助額は、前条第1項に規定する費用の10分の10以内の額とする。 <u>ただし、1地域当たり上限20万円とし、うち前条第1項第2号の消耗品費については上限8万円とする。</u>	(補助額等) 第7条 補助額は、前条第1項に規定する費用の10分の10以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。 (1) 不妊去勢手術費 上限150,000円 (2) 消耗品費 上限50,000円

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。